

有料老人ホーム集団指導

高齢者虐待の防止について

池田市・箕面市・豊能町・能勢町
広域福祉課

高齢者虐待の防止について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(通称:高齢者虐待防止法)【平成18年4月施行】

(目的) 第一条

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、**高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。**

高齢者虐待の防止について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(通称:高齢者虐待防止法)【平成18年4月施行】

(定義等) 第二条

この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。)については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

高齢者虐待の防止について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(通称: 高齢者虐待防止法)【平成18年4月施行】

(定義等) 第二条

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び**養介護施設従事者等**による高齢者虐待をいう。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の**業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為**

高齢者虐待の防止について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(通称: 高齢者虐待防止法)【平成18年4月施行】

(定義等) 第二条第5項第一号

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

高齢者虐待の防止について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(通称:高齢者虐待防止法)【平成18年4月施行】

(定義等)第二条第5項第一号

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること。

<身体的虐待>

- 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る等の暴力行為
- 刃物や器物で外傷を与える、投げつける、刃物を近づけたり振り回したりする
- 介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ押さえつける。部屋へ閉じ込める
- 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる
- 家族等からの要望等で、高齢者の居室に外鍵をかけて出られないようにする

高齢者虐待の防止について

7

<身体拘束>

- 「緊急やむを得ない」場合の3つの要件

切迫性



非代替性



一時性

やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き等については
利用者の態様等の記録や委員会の議事録の作成・保存が必要

高齢者虐待の防止について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(通称:高齢者虐待防止法)【平成18年4月施行】

(定義等)第二条第5項第一号

□ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

<介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)>

- 水分や食事を十分に与えない(空腹状態が長時間にわたって続く、脱水症状や栄養失調になる)
- 室内にごみを放置する、エアコンを使わせないなど劣悪な住環境の中で生活させる
- 必要な介護サービスや医療サービスを相応の理由なく制限する、受けさせない
- ナースコールの電源を切る等して使わせない
- 施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る

高齢者虐待の防止について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(通称:高齢者虐待防止法)【平成18年4月施行】

(定義等)第二条第5項第一号

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

＜心理的虐待＞

- 怒鳴る、罵る、悪口を言う、「追い出すぞ」などと言い脅す
- 排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する、人に話して恥をかかせる
- 話しかけやナースコール等を意図的に無視する
- 侮辱を込めて子どものように扱う
- 片付けがしやすいなど、職員の都合で、トイレに行けるのにおむつを着用させる
- 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする

高齢者虐待の防止について

10

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(通称:高齢者虐待防止法)【平成18年4月施行】

(定義等)第二条第5項第一号

二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

＜性的虐待＞

- 懲罰的に裸にする
- わいせつな行為や話を強要する
- 本人の裸を映像や写真に撮る、撮影したものを他人に見せる
- 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、裸や下着のまま放置する
- 人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。または目隠し等の配慮をしない

高齢者虐待の防止について

11

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(通称: 高齢者虐待防止法)【平成18年4月施行】

(定義等) 第二条第5項第一号

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

＜経済的虐待＞

- 必要な金銭を本人に渡さない、使わせない
- 預貯金等を本人の意思・利益に反して使用する
- 入居者から預かった金銭で職員のもので購入する
- 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる
- 入居者の買い物を代行するときに職員のポイントカードを使用する

高齢者虐待の防止について

12

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(通称:高齢者虐待防止法)【平成18年4月施行】

(定義等)第二条第5項第一号

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

→事例以外のケースでもこれらの高齢者虐待に該当する場合があります。

高齢者虐待の防止について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(通称:高齢者虐待防止法)【平成18年4月施行】

- (高齢者虐待の早期発見等)第五条第1項

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- (養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)第二十一条第1項

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

高齢者虐待の防止について

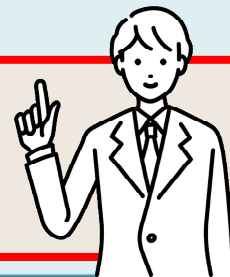
14

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(通称: 高齢者虐待防止法)【平成18年4月施行】

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)第二十一条第6項
刑法の秘密漏示罪の規定その他の**守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。**

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)第二十一条第7項
養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

- 守秘義務違反にはあたらない
- 通報によって不利益な扱いは受けない



この項目の動画を終了します。